

飯舘村未利用公共施設の利活用に係る民間提案募集要項

1 趣旨

村では、未利用の公共施設の有効な利活用を図るため、「飯舘村公共施設等総合管理計画」に基づき、PPP（民間との協働による公共サービスの提供手法）や、その代表的な手法であるPFI（民間資金等を活用した社会資本整備）の活用により、効率的な運用を実施する方針としています。

これらを踏まえ、民間事業者等のアイデア、ノウハウ、資金調達能力を活用し、本村の未利用公共施設の利活用および維持管理に関する費用削減、さらには村づくりに貢献する事業提案を募集します。

2 対象物件

- (1) 旧臼石小学校（臼石字田尻 127-1）

3 提案の条件

- (1) 以下のいずれかに貢献する未利用公共施設の利活用等の提案であること
 - ① 村内総生産の増加（増加額・目標を提示すること）
 - ② なりわい人口または住基人口の増加（増加人数・目標を提示すること）
 - ③ 住民福祉の向上（数値目標を提示すること）
 - ④ 飯舘村第7次総合振興計画に定める施策目標の達成（該当する施策項目と数値目標を提示すること）
- (2) 以下について明示すること
 - ① 地域住民に受け入れられる事業内容であることを前提として、住民へのあらかじめの説明等により理解を得ておく必要がある事項
 - ② 提案事業を実現するために必要と想定される協定等の内容
 - ③ 提案事業を実現するためには、あらかじめの村行政の新たな財政支出を必要とするか否かおよびその想定額
 - ④ 提案事業が実現した後、村行政の新たな財政支出を必要とするか否かおよびその想定額
 - ⑤ 提案事業を実現するために活用を想定する資金、補助事業等およびその資金・補助金等の融資・投資・交付等の主体

4 提案書に必須で記載を求めるもの

- (1) 事業内容および提案者独自のノウハウやアイデア
- (2) 自治体経営への貢献度（村づくりや財政面）
- (3) 施設の維持管理・改修等の計画（維持管理については、年間の維持管理計画と費

用について、改修等については、いつごろどのくらいの費用をかけて行うのか、おむねの内容で結構ですので記載してください。）

5 提案者の要件

次の全ての要件を満たす者とします。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定により、官庁及び地方公共団体等から指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止の措置を受けていない者であること。
- (2) 公租公課を滞納している者でないこと。
- (3) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）の規定による破産の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更正手続開始の申立て若しくは民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社法（平成 17 年法律第 86 号）の規定による清算の申立てがなされている者でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団若しくはその利益となる活動を行う団体又はその他これに類する団体が経営若しくは運営に実質的に関与している団体ではないこと。
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項の規定による観察処分を受けた団体及び当該団体の役員若しくは構成員となっている者ではないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としている者ではないこと。
- (7) 提案内容に関し、法令に基づく免許、許可又は登録等を受けていない者ではないこと。
- (8) その他、村及び関係機関等との協議に柔軟、真摯に対応できる者であること。

6 申し込み書類

- (1) 飯舘村未利用公共施設の利活用計画書
- (2) 提案者の事業概要
- (3) 誓約書
- (4) 役員一覧
- (5) 納税証明書
- (6) 決算書類（2 期分）
- (7) その他利活用事業の説明に必要な資料等

7 賃料等

原則本村の行政財産使用料などの算定基準をもとに、提案内容を勘案して協議の中で決定します。

8 利活用（希望）者の募集及び選定の進め方

本制度における提案（応募）、審査等及び契約締結までの流れは下記のとおりです。

- (1) 事前相談（質疑）及び現地調査の受付
- (2) 提案書類の受付
- (3) 書類審査（参加資格審査）
- (4) プレゼンテーション審査
- (5) 審査結果公表

9 その他

本要項に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、村と提案者で協議を行うとします。